

平成十五年法律第六十号

情報公開・個人情報保護審査会設置法

目次

- 第一章 総則（第一条）
第二章 設置及び組織（第二条～第七条）
第三章 審査会の調査審議の手続（第八条～第十六条）
第四章 雜則（第十七条・第十八条）
附則 第一章 総則

（趣旨）

この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

（設置）

この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

4	委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の後任者が任命されるまで引き続きその職務を行なうものとする。
5	委員は、再任されることができる。
6	委員の任期が満了したときは、当該委員は、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非執行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
7	内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非執行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
8	委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
9	委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
10	常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
11	委員の給与は、別に法律で定める。
12	会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
13	会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
14	審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
15	二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十四号）第十一条第一項
16	三 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百五十五条第一項
17	（組織）
18	第三条 審査会は、委員十五人をもつて組織する。
19	2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち五人以内は、常勤とができる。
20	（委員）
21	第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
22	2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
23	3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
24	（事務局）
25	第七条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。
26	2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
27	3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。
28	（定義）
29	第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

1	一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長
2	二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十九条第一項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等
3	三 個人情報の保護に関する法律第百五十五条第一項の規定により審査会に諮問をした同法第百四条第一項に規定する行政機関の長等
4	四 この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。
5	（意見の陳述）
6	一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十一条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書（同法第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書（同法第一条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。）（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十一条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書とみなされる法人文書とみなされる行政文書を含む。）
7	二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十一条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。）
8	三 この章において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第二百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。
9	（審査会の調査権限）
10	四 第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。
11	五 諮問官は、審査会から前項の規定による求められた質問には、これを拒んではならない。
12	六 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
13	（提出資料の写しの送付等）
14	七 第十三条 審査会は、第九条第三項若しくは第四項又は第十一条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあ

ると認められるとき、その他正当な理由があるときは、二つ限一がよい。

審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提

出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方

法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者

の利益を害するおそれがあると認めると、その他正当な理由があるときでなければ、その閲

審査会は、第一項の規定による送付を以て、又

は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該乞伏又は開封二種の意見書又は資料シ

提出した審査請求人等の意見を聴かなければな

認めるときは、この限りでない。

審査会は 第二項の規定による 閲覧は て、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)
第十四条 番査会の行う調査審議の手続は、公開

(審査請求の制限)
しない。

第十五条 この法律の規定による審査会又は委員会の専門又はその下に専門の者は、審査請求を

することができない。

第十六条 審査会は、諸問に対する答申をしたと

きは答申書の写しを審査請求人及び参加人は送付するとともに、答申の内容を公表するもの

とする。
第四章 雜則

(政令への委任)
第十七条 この法律を定めるもののほか、審査会

(開則) に關し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏洩する者は、二年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

以下の罰金に処する。

附則 この法律は、行政機関の保有する個人情報の

保護に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第四条第一項中両議院の同意を得ること

附 則（平成二六年六月二三日法律第六
に関する部分は、公布の日から施行する。）

(施丁期日) 九号抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)
第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第二十二条の規定による改正前の情報公開・個人情報保護審査会設置法第二条の規定により置かれている情報公開・個人情報保護審査会は、第二十二条の規定による改正後の情報公開・個人情報保護審査会設置法第二条の規定により置かれる情報公開・個人情報保護審査会となり、同一性をもつて存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七条)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五条规定、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一~二十七の項の改正規定を除く。)に限る)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定の布の日

二 及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二十九条の改正規定(戸籍の「」の下に「正本及び」を加える部分を除く。)に限る)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改

正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条の二第一項、第五項、第六項及び第十一号)第三十五条の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき 政令で定める日
五及び六 略

(政令への委任)

第七十二条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

（施行期日）

¹ この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日